



Q&Aで押さえる！ コロナ危機下で実践すべき 条件変更対応のキホン

まずは、いま金融機関に求められている「条件変更対応」をQ&A形式で解説する。

黒木正人 飛驒信用組合 理事長

Q1

そもそも条件変更とは何？
コロナ禍でどんな条件変更が
金融機関には求められているの？



A 条件変更とは、金融機関が取引先の借入金返済期間を延ばしたり、元金の返済を据え置いたりして、取引先の資金繰りを楽にすることである。取引先としては、毎月の借入金の返済が少なくなるとその分手元に資金が残る。

2008年のリーマン・ショック、11年の東日本大震災では、当局から要請を受け、金融機関が取引先からの条件変更要請に積極的に対応した結果、多くの取引先が倒産を回避することができたといわれる。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安時にも、金

融機関は既往債務の元本・金利を含めた条件を変更することについて、迅速かつ柔軟に対応することが求められている。

そもそも条件変更は、「取引先のキャッシュフロー（税金引後利益+減価償却費）の範囲内で返済できるように行う」というのが基本的な考え方であったが、コロナ禍では中小・小規模企業の売上がいきなりゼロになる事態も発生しており、その概念では対応できないだろう。

金融庁発表の「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」（以下、対応事例集）の条件変更・新

規融資等の対応の一番最初には、「事業者からの条件変更等の相談があった場合には、審査を行うことなく、まずは、3カ月の元金据置ないし期限延長を実施」とある。このように、新型コロナによる緊急事態では、割り切った対応をしなければならぬのである。

いまは元金の返済をゼロにする対応が必要に

具体的な条件変更の手法としては、以下のものがある。

- ⑦元本支払い猶予（元金の返済をゼロにする）
- ④元本支払いの軽減（毎月の元金返済を減額する）

- ⑨期間の延長（融資期間を延ばすことにより、毎月の元金返済を少なくする）
- ⑤金利の減免（融資金利の引下げ、もしくは免除）
- ④条件変更型借換え（数本の融資をまとめて一本化、期間長期化で毎月の元金返済を少なくする）
- ⑦カDES（債務を株式化する）
- ⑧DDS（債務を資本的劣後ローンに切り替える）

この中で最も多いのが、⑦元本支払い猶予である。とにかく今の時点では、元金の返済をゼロにするという条件変更が求められる。

条件変更を行った場合、金融機関は本来、手数料を徴収できる。しかしコロナ禍においては、直接的・間接的に影響を受けた事業者の条件変更手数料は免除すべきである。

対応事例集にも「条件変更

等にあたって通常であれば支払いを求めている違約金・手数料等について、本部からの明確な指示の下、一律に免除」との記載がある。自庫の取扱いを確認しておきたい。

条件変更先には本来追加融資できないが…

コロナ禍で取引先の要請に応じて条件変更しても、その後、さらに資金繰りが苦しくなって追加融資を希望してくる取引先も出てくる。

金融機関では一般的に、条件変更をしている取引先に新規融資をするという発想はない。しかし今回のコロナ対応では、すでに条件変更をしている取引先に対して、新規融資を行うという発想を持たなければならない。

対応事例集にも「条件変更中・事業再生中の事業者について、従前からのメイン行と

もちろん、これは異例の対応といえる。そのため、コロナ禍が収まって平時に戻ったから、元に戻してもらえばよいのである。

POINT

元金返済を据え置くな
どして返済額を軽減す
ること。コロナ禍で積
極的な対応が必要に